

平成 30 年 1 月 11 日  
内閣府地方創生推進事務局

## 地方大学・地域産業創生交付金等の取扱い（案）について

平成 30 年度当初予算案が昨年 12 月 22 日に閣議決定されたところであるが、地方大学・地域産業創生交付金等（以下、「本交付金」という。）については、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う取組を円滑に執行できるよう、内閣府地方創生推進事務局として、地方大学・地域産業創生交付金等の取扱い（案）をお示しするものである。

なお、今後、国会における法案・予算審議の動向等により、本取扱い（案）の内容に変更が生じる場合がありうることに留意願いたい。また、制度要綱、交付要綱、Q&A、申請様式等の詳細については、追って周知する。

（政策の背景等については、「地方における若者の修学・就業の促進に向けて—地方創生に資する大学改革—」（地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議最終報告（平成 29 年 12 月 8 日））及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定。以下、「総合戦略」という。）等を参照願いたい。）

### I. 基本的な考え方

1. 地方を担う若者が大幅に減少する中、地域の人材への投資を通じて地域の生産性の向上を目指すことが重要。このため、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成などを行う優れた取組を、本交付金により重点的に支援する。
2. 本交付金により、地域の産業振興、専門人材育成等の取組を推進し、地域の生産性の向上、若者の定着を促進するとともに、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進め、学生の地方大学への進学を通じて、東京一極集中の是正を目指す。
3. 総合戦略において「これらの取組を継続的かつ総合的に実施していくため、地域における若者の修学・就業を促進するための法律案を次期通常国会に提出する」とされていることを踏まえ、本交付金については、当該法律案（以下、「新法」という。）に法律補助の交付金として位置づける予定である。

4. 新法に基づき、国が策定する産業振興・専門人材育成等に関する基本方針を踏まえ、地方公共団体は、首長主宰のコンソーシアム（地方公共団体、地方大学、産業界等で構成）を構築し、地域の産業振興・専門人材育成の計画（以下、「計画」という。）を策定する。計画に位置づけられた地方公共団体や地方大学等の事業のうち、地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられたものであり、かつ、国の有識者委員会の審査及び関係大臣との協議を経て、内閣総理大臣から優れた事業として認定を受けたものに対して、本交付金により支援する。その際、安定的・継続的に事業を執行できるようにする観点から、国による支援期間は、原則5年間（計画自体は10年間程度）としつつ、支援期間終了後は、地域の産官学の各主体が費用分担することで自立・自走を担保する。
5. 地方公共団体は、計画に関連し、ふさわしい具体的な重要業績評価指標（以下、「KPI」という。）を設定し、PDCA サイクルを整備することとする。特に、事業年度毎に、外部有識者や議会の関与等も含め効果検証を行い、その結果を公表するとともに、国への報告を行う。併せて、国の有識者委員会においても、地方公共団体等が設定した KPI を毎年度検証し、PDCA サイクルを実践する。

## II. 予算額

政府予算案 70 億円

- ・ 内訳 : 地方大学・地域産業創生交付金 20 億円及び地方創生推進交付金活用分 50 億円
- ・ 補助率 : 1 / 2、2 / 3、3 / 4（後掲）
- ・ 国費上限額 : 1 件あたり 7 億円を目安とする（後掲の「基盤構築分」上限目安額 2 億円と「プロジェクト実施分」標準額 5 億円の合計）
- ・ 認定件数 : 10 件程度
- ・ 支援期間 : 原則 5 年間
- ・ その他 : 地方負担分については、地方財政措置を講じる（後掲）。また、本交付金の対象となる大学においては、文部科学省計上分（国立大学法人運営費交付金及び私立大学等改革総合支援事業のうちの 25 億円分）を本交付金と連動して執行する。

### Ⅲ. 支援対象

#### 1. 対象経費及び補助率について

本交付金は、以下の（１）及び（２）を一体的に執行するものである。（本交付金の申請に当たっては、計画に位置づけられた事業毎に、以下のどの区分に該当するかを含めて申請すること。）

##### （１）地方大学・地域産業創生交付金（１件あたり国費上限目安額２億円）

「基盤構築分」として、計画策定、コンソーシアム運営、大学改革関係等の取組を支援。対象経費や補助率は下表のとおり。

対象経費 ※1. 2	補助率 ※6
①計画策定（計画策定のための調査費等） ②コンソーシアム運営（事業責任者人件費、事務局運営費等） ③産官学連携（産官学連携コーディネーター人件費等）	1 / 2
④大学改革関係 （魅力ある大学組織改革 ※3につながる海外・国内からのトップレベル人材 ※4の招へい・研究環境整備等） ⑤先導的研究基盤 ※5の活用に向けた環境整備等	2 / 3（⑤に該当しない場合） 又は 3 / 4（⑤に該当する場合）

##### （２）地方創生推進交付金活用分（１件あたり国費標準額５億円）

「プロジェクト実施分」として、産官学連携による地方の自主的・主体的な中核的産業振興・専門人材育成の取組を支援。対象経費や補助率は下表のとおり。

対象経費 ※1. 2	補助率 ※6
①産官学連携事業 （スタートアップ支援、販路拡大調査、地域・製品のブランディング、オープンイノベーション拠点整備・運営等）	1 / 2
②大学組織改革による質の高い教育の提供、リスクの高い先端研究等	2 / 3
③先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等	3 / 4

※１：以下の経費については、原則として、支援の対象外とする。

- ・人件費（地方公共団体の職員の人件費）

地方公共団体職員の人件費を対象外とするものであり、委託事業において、委託費の中に事業実施のための人件費相当が含まれていても、人件費であることをもって対象外とはしない。

- ・職員旅費（海外との連携構築に係る旅費やトップセールスに伴う随行旅費は除

く)

- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- ・施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ・貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- ・国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- ・用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費 等

※2：施設整備や備品購入等については、KPIの達成への寄与が見込まれるものを対象として認める。

※3：大学の統合再編、学部・学科・研究科・専攻・研究所等の再編、国際共同学位プログラムの創設等。

※4：各分野において、概ね世界トップ10%以内又は国内トップ1%以内相当と認められる人材。

（参照指標の例：論文引用度、外部資金獲得実績、受賞歴、（海外人材の場合）所属機関の世界大学ランキング等）

※5：共用可能な大容量情報ネットワークや大型研究施設、共用プラットフォーム等。

（例：学術情報ネットワーク（SINET）、大型放射光施設（SPring-8）、X線自由電子レーザー施設（SACLA）、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（HPCI）、大強度陽子加速器施設（J-PARC）、ナノテクノロジープラットフォーム等）

※6：2/3または3/4の補助率については、現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略の期間内において新規に認定した事業（平成30年度及び平成31年度）について適用する。なお、国の有識者委員会においては、各事業への補助率の適用の妥当性についても審査を行うこととし、審査結果によっては、申請時よりも低い補助率の区分で認定することもありうる。

## 2. コンソーシアムについて

地方公共団体は、首長のリーダーシップの下、計画の案の作成及び内閣総理大臣の認定を受けた計画の実施に関し必要な事項等について協議するため、大学及び産業界等とコンソーシアムを構築する。コンソーシアムは、首長を主宰者とし、また首長を補佐する事業責任者（例：経済団体幹部、国立大学の学長選考会議議長や経営協議会学外委員、私立大学を設置する学校法人の理事や評議員等の経験のある企業経営経験者等）を置くことにより、産官学の緊密な連携による確実かつ円滑な事業の実施を図ることとする。産官学の各主体にかかる要件等については、以下のとおりとする。

### （1）地方公共団体について

- ・都道府県及び政令指定都市等（市区町村を含む）とする。

ただし、本交付金の支援対象経費や規模等を踏まえれば、地域において一定の産業や大学等の集積があることが望ましい。

また、本交付金は、地方圏における若者の修学及び就業の促進を目的とするものであるため、本交付金の審査においては、地方への新しい人の流れづくりによる東京一極集中の是正への寄与についても審査項目とする。

## (2) 大学等について

- ・大学等については、一定の質を担保するため、以下の要件<sup>※7</sup>を満たすものとする。
  - ✓学生募集停止中でないこと
  - ✓本交付金の申請の前年度のいずれかの時点において、収容定員充足率が85%以上であること（大学（短期大学を除く）においては、学士課程全体の収容定員充足率、短期大学及び高等専門学校については、学校全体の収容定員充足率とする）
  - ✓「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、本交付金の申請の前年度に不交付又は減額の措置を受けていないこと
  - ✓設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと
  - ✓学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていないこと
- ・地方大学に加え、東京圏の大学等知見を有する遠隔地の大学等も参画可能とする。
- ・必要に応じ、大学以外の高等教育機関である高等専門学校や専門学校も参画可能とする。

※7：「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）を受け、今後検討される、高等教育無償化の支援措置の対象となる大学等の要件等を踏まえ、更に要件を追加する場合もありうる。

## (3) 産業界について

地元の経済団体や、計画における中核的産業に関連した企業群や個別企業等の参画を想定している。

## 3. 計画について

国の基本方針を踏まえ、上記のコンソーシアムにおいて案を作成する計画には、主に以下の内容を盛り込むこととする。

- ・地域の中核的な産業の振興及び専門人材育成等の意義及び目標
- ・地域の中核的な産業の振興及び専門人材育成等に関する基本的な方針
- ・地域の中核的な産業の振興及び専門人材育成等の事業に関する基本的事項 等

#### 4. KPI の設定及び PDCA サイクルの整備について

本交付金は、地方圏における若者の修学及び就業の促進を通じて、東京一極集中の是正を目指すものであることから、以下の5つの KPI を必須としつつ、事業に関連する産業分野の選択や、各 KPI の数値の設定、追加的な KPI の設定等については、地域の自主性・主体性に委ねることとする。

(必須とする KPI)

- ①事業に関連する産業の生産額等の増加額
- ②事業に関連する産業の雇用者数の増加数
- ③事業に関連する産業の労働生産性の上昇率
- ④事業における専門人材育成プログラム受講生の地元就職・起業数
- ⑤事業に関連する大学組織改革の実現

また、KPI の検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）を外部有識者や議会の関与等がある形で整備するとともに、効果検証と事業の見直しの結果を公表し、国に報告すること。なお、次年度の交付金申請を行うに当たっては、KPI の達成状況等の検証結果を踏まえたものとする。

#### 5. 審査について

(1) 本交付金の申請にあたり提出が必要な内容

本交付金の申請に当たっては、主に以下の内容を提出することとする。

- ・ 計画概要
- ・ コンソーシアム概要（参画主体等）
- ・ 地域経済分析システム（RESAS）等を活用した自己分析（計画に関連する、地域の産業の構造、大学等の研究開発能力、人材育成等の強みや課題の所在の把握・分析（地域の「見える化」））
- ・ 計画に位置づけられた事業一覧（各事業が該当する補助率及び各事業における産官学の役割分担を含む）
- ・ KPI
- ・ 工程表（事業の実施、大学組織改革の実施、及びこれらによる KPI の達成見込みを含む）
- ・ 事業費積算（国の支援期間終了後の自走期間における産官学の費用分担を含む）
- ・ 事業責任者略歴
- ・ 中心研究者略歴（中心研究者とは、研究開発等を行う事業において、当該研究開発等を指揮・統括する研究者を言う。事業毎に中心研究者が異なる場合は、中心研究者毎に提出）

- ・ 関連する他の補助金等の申請・採択状況 等

## (2) 審査スキーム

国の有識者委員会において、書類審査、現地審査（サイトビジット）、面接審査（プレゼンテーション）を実施する。申請多数の場合は、書類審査で第一段階の選抜を行い、現地・面接審査で第二段階の選抜を行う。

なお、有識者委員会における審査に先立ち、内閣府地方創生推進事務局が委託する専門調査機関において、各地域の申請内容に関して、専門的観点からの調査を実施することとしている。当該調査機関は、各地域の自己分析の妥当性や KPI の実現可能性等に関する所見を作成し、これを有識者委員会における審査の補助資料とする予定である。

## (3) 審査における主な評価基準と審査項目

国の有識者委員会においては、主に以下の①～⑨の評価基準及び審査項目（各評価基準の囲み内）を元に審査を実施する。

### ① 自立性（自走可能性）

- ✓ 支援期間における事業費積算は妥当か
- ✓ 支援期間終了後における産官学の費用分担が明確で現実的か
- ✓ 議会において、計画の内容（資金計画含む）の審議等を行った（行う予定）か

### ② 地域の優位性

- ✓ 地域の産業・大学・雇用等の強みや既存の取組の課題等にかかる分析が妥当か
- ✓ 上記分析に基づき設定した産業分野や事業計画に他地域との優位性があるか

### ③ 産官学連携の実効性

- ✓ 計画の円滑な実行に必要な十分な産官学の各主体の参画を得ているか
- ✓ 各事業における産官学の役割分担が明確か
- ✓ 首長のリーダーシップ・コミットメントや事業責任者の資質・経験は十分か

### ④ 産業振興と専門人材育成の一体性

- ✓ 産業振興と専門人材育成の各事業が緊密な連関を有しているか

### ⑤ 大学改革の実現可能性・実効性

✓計画の円滑な実行に必要な、特色のある大学組織改革が行われるか

⑥ 地域全体への波及性

✓地域全体へ効果が波及するような計画となっているか

⑦ KPI の妥当性・実現可能性

✓産業振興・専門人材育成・大学改革にかかる意欲的な KPI を設定しているか  
✓地方への新しい人の流れづくりによる東京一極集中の是正への寄与が実際に期待される取組となっているか

⑧ 事業の先進性・大規模性

✓本交付金において支援するに値する、先進的かつ大規模な計画となっているか

⑨ 事業経費の効率的な運用

✓支援期間における事業費積算は妥当か(再掲)  
✓(事業内容に応じ)共用可能な研究施設・設備等が活用されているか

6. 地方負担に対する地方財政措置

(1) 本交付金の地方負担に対する地方財政措置について、(2)に係るものを除き、特別交付税による措置を講じる予定としている。

(2) また、施設整備等事業については、一般補助施設整備等事業債の対象となり、充当率は90%、交付税措置率は30%を予定している。



## **IV. 留意事項**

### **1. 地域再生計画との関係**

本交付金において一体的に執行する、地方大学・地域産業創生交付金と地方創生推進交付金活用分については、新法に基づく計画の策定が必要であるが、地域再生計画の策定は不要とする。

### **2. 本交付金の適正な執行**

本交付金の交付を受けた地方公共団体は、会計検査での不当事項等の指摘による処分を受けることがないように、適正な執行に努める必要がある。

### **3. スケジュール**

現状、新法の策定作業を行っているところであり、現時点で、申請に係る具体的なスケジュールをお示しすることができないが、できる限り速やかに情報提供を行う予定である。

新法施行後、速やかに申請を受け付けることとする予定である。申請を受け付けた後は、有識者委員会による審査等を経て、交付決定を行う予定である。なお、地域における事業実施に一定の期間を確保するため、公募が短期間となる可能性もあることから、平成 30 年度における申請を検討している場合は、公募開始を待たず、できるだけ早く検討に着手いただきたい。

### **4. 相談受付**

本交付金について、不明な点等があれば、内閣府地方創生推進事務局に相談して頂きたい。

また、相談状況、法案の進捗状況等を踏まえ、今後も適宜情報提供を行う予定である。

<問合せ先>

内閣府 地方創生推進事務局 鈴木、遠矢、足立  
03-6257-1405